



あそ雪の広場

とうべつ 議会だより

おもな内容

- ▶ 第6回定例会 議案審議2
- ▶ 平成7年度決算審査報告.....3~4
- ▶ 議員提案・委員会報告.....4~7
- ▶ 一般質問8~20
- ▶ 第2回臨時会 委員会報告.....20
- ▶ 議会会議出欠一覧表.....21
- ▶ 議会のうごき.....22



議 案 審 議

第6回定例会

当別中学校特殊教室改修工事 補正予算など十二議案可決

H8.12.11~16
(14・15休会)

□専決処分の承認

平成八年度当別町一般会計補正予算(第五号)は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費千二百二十二万一千円を増額し、歳入歳出予算総額が百二十三億五千七百二十一万円とした専決処分が報告され、承認されました。

□監査委員の選任について

吾妻鐵造氏を再任する提案がされ、原案同意されました。

□札幌広域圏組合の設立について

札幌広域市町村圏の総合的な計画の策定及びこれに基づく施策の推進に関する事務を共同で処理するため、札幌広域圏組合を設立する提案がなされ、議会は、議員全員を委員とする特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

※札幌広域圏組合の設立に関する審査特別委員会

委員長 小武 正寿議員
副委員長 竹田 和雄議員

□札幌広域市町村圏振興協議会の廃止について

札幌広域圏組合の設立に伴い、札幌広域市町村圏振興協議会を廃止する提案がされ、議会は、札幌広域圏組合設立に関する審査特別委員会に審査付託しました。

□平成八年度当別町一般会計補正予算(第六号)

老人保健特別会計繰出金九百九十三万三千円、国民健康保険特別会計繰出金一千百九十六万六千円、当別中学校特殊教室改修工事一千八十六万一千円などを増額し、歳入歳出予算総額が百二十三億九千五百四十四万一千円になりました。

□当別町職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例制定について

国家公務員の一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴い、当別町職員の給料月額、扶養手当、宿日直手当の額の改定を行うとともに、平成八年度に限り寒冷地手当のうち基準額に加算する額等の改定をするため、条例の一部が改正されました。

□当別町税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部改正に伴い長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例等の改正をするため、条例の一部が改正されました。

□当別都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

新用途地域の決定に伴い、太美地区の用途区域内について、当分の間都市計画税を賦課しないため、条例の一部が改正されました。

□団体営土地改良事業の施行について

平成八年度に創設された基幹水利施設管理事業の実施にあたり、従来の管理主体である土地改良区から市町村に管理移管されることとなり、団体営土地改良事業として施行することを可決しました。

□中小屋揚水機場の管理事務の受託について

団体営土地改良事業として中小屋揚水機場の管理について当別町は、新篠津村及び月形町から事務委託を受けることを可決しました。

□美原揚水機場の管理事務の委託について

団体営土地改良事業としての美原揚水機場の管理について当別町及び江別市は、新篠津村へ事務委託をする可決しました。

□当別都市計画事業鉄北第一地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例制定について

新たに当別幸町土地区画整理事業を施行するため、条例

の一部が改正されました。

□平成八年度当別町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

老人保健拠出金一千七百七十四万一千円の増額と、保険給付費一千六百十三万二千円の減額が主なもので、歳入歳出予算総額が十四億八千二百八十八万八千円になりました。

□平成八年度当別町老人保健特別会計補正予算(第二号)

医療給付費二千万円の増額が主なもので、歳入歳出予算総額が二十一億九千三百三十万八千円になりました。

□平成八年度当別町下水道事業特別会計補正予算(第二号)

建設費七百八万六千円の減額が主なもので、歳入歳出予算総額が十億八千六百七十三万六千円になりました。

□平成八年度当別町水道事業会計補正予算(第三号)

収益的収入に補償金を減額し、同支出において工事請負費を増額。

資本的収入に企業債を減額し、道補助金及び工事負担金を増額しました。

平成七年度各会計決算審査 特別委員会報告書

第六回定例会（十二月十一日）～十六日、休会十四、十五日）において、全議員で構成する各会計決算審査特別委員より各項目にわたる意見を付し、十二月十一日の本会議に報告の後、全会一致で認定されました。

- 委員長 小武正寿議員
- 副委員長 湯浅俊一議員
- 報告書起草委員
竹田議員・田畑議員
内海議員・後藤議員
木屋路議員

平成七年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道事

業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計決算について、平成八年十一月十四日、十五日、十八日、十九日、二十一日の五日間に亘り、慎重審査の結果、次の意見を付して認定することが適当と認められた。

一、一般会計

(一) 黒字決算について
平成七年度における本町一般会計の決算額は、歳入総額百十四億七千五百六万五千七百円、歳出総額百十三億九千六百七十九万九千四百十円で差し引きすると、七千八百二十六万八千七百七円の黒字決算

になつてはいるが本町の財政状況は厳しきも一層増してきていく状況で、今後より効果的かつ、効率的な予算の編成と執行に努められたい。

(二) 歳入について

収入率は、前年度より〇・〇一ポイント減少し、町税における収入未済は、依然として高額であり、徴収努力は認められるが、不納欠損額は三四・〇二%増と年々著しく増加している。納税に対する住民意識の向上、他税との重複滞納等、総合的な徴収対応に努められたい。

又、公営住宅使用料の収入未済も、一六・三三%増と増加傾向が顕著であり、関係部局との緊密な連携を図り、滞納者個々の事情に即した徴収手法等十分な対応をすべきである。

(三) 歳出について

イ、今回、競売入札妨害事件が発生した事は、誠に遺憾な事態である。理事者は二度と不祥事の起きない対応をし、町民に対し一日も早い信頼回復に努め、疑惑の招くことのない様行政執行を強く推進さ

れたい。
ロ、当別町表彰条例、規則に基づき、町の表彰を行っているところであるが、公平を期す意味からも、条例、規則に添って当別町表彰審議委員会に諮問され、当別町最高の権威ある賞としての位置付をされたい。

ハ、公債費比率一六・二%、起債許可制限比率単年一三・〇%と対前年に比べ〇・四〇・五ポイント減少しており、努力は認められる。しかし、財政運営にあたる影響を計る指標として公債費負担比率があるが、一六・六%と依然高い水準にあり、警戒ラインを越えているものと思われる。

今後は、これらを充分認識しながら執行に努められたい。
ニ、職員の超過勤務は、月平均異常に多い課が認められる。労働省の指針に示されている。適正な労働時間を確保され、健康管理上の問題もあり理事者は職員組合とも良く協議をされ、そして適正な人事

管理を強く望むものである。
ホ、公共施設の除雪についての対策は、契約方法の検討、方策を講じ本年度分も含め、早急に検討し一日も早い安全で効率の高い対応を望むものである。

へ、教員住宅の空屋戸数が数多く見受けられ、この実態の原因を調査して環境整備等を含めた整備方針を早急に検討し、空屋戸数の減少を図る方策等も合わせて検討されたい。

二、国民健康保険特別会計

本特別会計は、九百五十二万六千六百九十九円の黒字決算となつてはいるが、基金取り崩しによる繰入金四千円があり、厳しい決算となつてはいる。保険税収入未済額は、一億一千百三十四万七千八百二十七円と対前年微減となつてはいるが、不納欠損額が九二・九%と大幅に増加し、憂慮される状況になつてはいる。

徴収事務の研鑽に努め、未納額の減少に鋭意努力されると共に被保険者の健康増進を図り、早期発見、早期治療に努め医療費増高に歯止めをかける適切な運営執行に当られたい。

三、老人保健特別会計

本特別会計は、実質収支において七百二十四万四千二百九十二円の黒字決算となつてはいる。対前年一人当りの医療費は、〇・六%減少しているが、今後共、高齢者人口の増加に伴い、医療費の増加も十分予測されるので保健意識の向上、各種検診を通じた疾病の早期発見等、受診の促進に



代表監査委員に 吾妻鐵造氏を再任

平成八年十二月十四日をもって任期満了となるので、再任について町長より提案があり、議会は満場一致で同意しました。
同氏は、弥生に在住し、七十三歳。

議員提案

第6回定例会

□ 現行の「夫婦同氏」制を堅持し、所謂「通称制度」の法制化を求める意見書

※可 決 (賛成多数)

詳細は別掲
(意見書提出)

平成9年第1回臨時会

H9.1.10

□ 平成8年度当別町一般会計補正予算(第7号)

温泉ノ沢川及び曾根の沢川に係る災害復旧工事実施設計委託料250万円を増額し、歳入歳出予算総額が123億9,794万1,000円になりました。

平成9年第2回臨時会

H9.2.14

□ 平成8年度当別町一般会計補正予算(第8号)

温泉ノ沢川外2カ所に係る公共土木施設災害復旧工事3,381万7,000円を増額し、歳入歳出予算総額が124億3,169万2,000円になりました。

□ 平成8年度当別町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

ゼロ国庫債務負担行為により、当別公共下水道雨水管渠布設工事を施行するため、5,000万円を限度として債務負担行為を追加しました。

□ 町の区域の設定について

わかりやすい町名の整備を図るため、字西小川通の一部、字東小川通の一部、字田の沢の一部、字材木沢の一部、字弁ヶ別の一部、当別町の一部を六軒町に、字対雁通の一部、字川下通の一部、字東裏の一部、当別町の一部を対雁に新たに画しました。

四、下水道事業特別会計
本事業会計は、実質収支において、七百七十五万三千七百八十八円の黒字決算となっている。現在の水洗化率は、約八六%である。未実施者についても普及促進が図られるよう、あらゆる機会を通じてPRに努められたい。
五、農業集落排水事業特別会計
本特別会計は実質収支において、百七十五万五千九十八円の黒字決算になっている。

六、水道事業会計
本会計は、収益的収入四億一千八百六十九万九千六百五十五円、支出四億八百五十七万七千九百九十四円であり、当年度純利益は五百八十八万四千五百三十三円となり、当年度未処分利益剰余金も二千九百七十七万五千六百六十九円となり、一定の評価が出来るが更に一層の企業努力を発揮されたい。

分担金の収納率は五三・四%と低率であり、受益者に理解を得よう今後も努力を続け、収納率向上を図られたい。
以上の通り報告したが、今後理事者をはじめ各職員において各部署の連携と事務的資質の向上に努め、町民の期待に沿うよう研鑽されたい。
以上本委員会の報告とする。
平成八年十二月二十一日
議長 青山 義虎様
委員 小武 正寿
平成七年度当別町各会計決算審査特別委員会

委員会報告

第6回定例会

文教厚生常任委員会中間報告

本委員会は、平成8年10月25日、11月13日、12月3日委員会を開催し、町長、助役、教育長、担当部課長の出席を求め、説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり中間報告する。

記

○幼稚園バス運行に関する陳情書

年々増加する国道の交通量は、幹線国道に匹敵する状況の中で、栄町から当別幼稚園への通園、特に冬期間の当別橋は非常に厳しいものがあり、地域の実情は十分理解出来るものである。

理事者は、国道等の整備を上級官庁へ要請するものとし、又、町道部分の道路整備、更には交通安全対策として、幼児、老人、病院通院者等の利便性、安全性を考慮したバス運行を検討し、教育委員会においては、町と連携しながら地域住民の意見を適格に把握し、スクールバスの運行等を含め、町全体として一体化した方針を早急に検討する様、強く望むものである。

以上、本委員会の中間報告とする。

平成8年12月3日

議長 青山 義虎様

委員長 柏樹 正

学園都市線電化・複線化促進特別委員会中間報告書

本委員会は、平成8年6月13日、9月19日、11月15日、12月2日委員会を開催し、町長、助役、担当部課長の出席を求め、説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり中間報告する。

記

本委員会は、電化・複線化について慎重に審議を重ねているところであるが、11月26日には北海道運輸局、JR北海道、又、11月27日から28日には、運輸省及び道内選出国會議員に対し、軌条強化及び電化の整備促進、連続立体交差事業、複線化延長の促進、当別駅での乗換の解消及び通勤、通学者に副う列車ダイヤの設定、建設財源の確保等について陳情を行ってきたところであるが、石狩川に架かる篠路鉄橋も平成9年度着工の見通しが明らかになり、今後に於ても沿線住民の期待とより一層の地域発展のため、期成会との連携を密にしながら上級官庁への要請活動を引き続き進め、実現に向け、更に最大限の努力を望むものである。

以上、本委員会の中間報告とする。

平成8年12月2日

議長 青山 義虎様

委員長 川村 弘司

議員提案で活発な討論

第六回定例会

第六回定例会に於て、議員提案がなされ、二議員が登壇し活発な反対・賛成討論が行われました。採決は、賛成起立によって行われ、賛成起立多数により原案どおり可決しました。

○現行の「夫婦同氏」制を堅持し、所謂「通称制度」の法制化を求める意見書

提案理由

提出者 後藤 正 洋議員
賛成者 島田 裕 司議員
川村 勇議員
小寺 和 昭議員
林 義 夫議員
木屋路喜一郎議員

本年二月二十六日法制審議会は、いわゆる夫婦別姓制度の導入を骨子とする「民法の一部を改正する法律要綱案」をまとめ、大臣に答申した。この改正案は、高齢化社会にあつて、家族や夫婦の絆を強める方策とは言いがたく、

従来の家庭や社会のあり方に大きな変革をもたらすものであり、個人や社会に混乱と影響を及ぼすものであると考えられる。一方で、女性の社会進出に伴つて、改姓により不利益を受けていると感じているのも事実である。

現在、一部民間企業を中心に社内通称制度が実施されているが、こういった法整備を現在の夫婦同氏制（選択制）という民法の精神の中で、実施すべきと考える。よつて、ここに標記意見書を提出する事を提案するものである。

主な質疑

柏樹議員 国民の中に選択的に夫婦別姓を名乗つた方が良いのではないかという声があるが、逆につけてきている。今回の提案は、こういう声の広がりを受け、逆につけていくことになるかと考える。実際に不利益とか、不都合を感じている女性が非常に多い。特に職場に女性が非常に多く進出するようになってから、結婚することによつて今までの姓が変わつて、今までの実績が評価されなくなるという社会の中の矛盾というのか、特に女性に対してそういうのが出てきている。この提案は、不利益や不都合

請願・陳情 第6回定例会

〔審査付託〕

(総務常任委員会)

□自治体における長寿宣言に関する陳情書

陳情者 全日本年金者組合北海道本部
執行委員長 森 昭

□当別ダム上流部におけるゴルフ場開発計画反対に関する陳情書

陳情者 当別子供の未来を守る会
代表 渡辺 真理

他13名(署名町内1,661名 町外1,874名)

□当別ダム上流部におけるゴルフ場開発に関する陳情書

陳情者 当別くらしと水を考える会
代表 山田 明美

他13名(署名町内1,816名 町外2,132名)

(建設常任委員会)

□町道西裏北線及び町道西裏1号線改良舗装工事並びに町道稲穂通の結ぶ当別川の橋梁新設に関する陳情書

陳情者 対雁町内会 会長 倉知 義弘
川下左岸町内会 会長 沢田 功
栄町内会 会長 湯浅 初美

(文教厚生常任委員会)

□東裏保育所トイレ水洗化に関する陳情書

陳情者 東裏保育所父母会 会長 才田 弘樹
東裏自治会 会長 萩沢 稔
東裏保育所 所長 安房 秀美

□中小屋小学校再建(独立校舎)に関する陳情書

陳情者 中小屋町内会 会長 石綿 邦征
中小屋小・中学校PTA 会長 加藤 誠一

〔審査報告〕

(産業常任委員会)

□新たな「食料・農業・農村基本法の制定」を求める請願書 (意見書提出)

請願団体 ・連合北海道当別地区連合会
会長 小林 和歳

紹介議員 村上 弘志 小寺 和昭

□ミニマム・アクセス米を海外援助に向けてることに関する請願書 (意見書提出)

請願団体 ・当別町農民同盟委員長 野村 重蔵
紹介議員 堀 梅治 柏樹 正
田畑富美男

合を提案者自身がある程度認めていくが、それを解決する策になつていない。

もう一つは、小子化の中で、子供一人の場合片方の名を名乗つてしまうと、片方の家が表現は悪いが断絶になつてしまふ。家族、家というものをいわゆる絆として見るということであれば、それはこういう論法からいつたら私は矛盾ではないかと思う。

後藤議員 新聞報道等によると、別姓を認めても良いという国民が増えているのは事実だと思ふ。しかし、総理府のアンケートによると、夫婦別姓制導入を容認した者が三二・五%だが、実際に別姓を名乗ることを希望した人は、その内一六・三%であり、逆説的な言い方をすると、九四・七%の人は別姓を希望していないという結果だと思ふ。働く女性の不利益は、旧姓使用だけでは私も一〇〇%解消出来るとは考えていないので、例えばパスポート等、そういったもう少し広範囲の制度改正というものが必要になつてくる。そこで、いわゆる旧姓使用とは言わないで、通称使用というふうにした意図がそこにあるわけである。

次に、小子化対策であるが

今回の改正案の要綱では、子供の姓は婚姻の際、夫婦が決めるとされている。しかし、夫が子供の姓を母方のものにすることに同意しなければ、家名存続というものはあり得ないと考えており、あくまでも夫の理解が大切であると言える。現制度を有効に活用する事によって私は可能ではないかと考える。

堀議員 希望する人が少ないということについてのデータはそのとおりだと思うが、それぞれの個々の尊厳を最も大切にしている憲法の理念に照らしてどう考えるのか。
後藤議員 個人の尊厳は、守らなければならないと私も考えている。しかし、行き過ぎた個人主義は私はどうかと思う。尊厳を守る範囲で、可能な法制化を進めて欲しい。別姓が導入されると、いわゆる事実婚と届出婚の区別がつかなくなるという現実もある。私は、通称制度の法制化を求めていくことが国民の期待であると考えている。

う近づいてきている今の制度の改正との兼ね合いで、憲法の中に照らした形で回答願いたい。

「質疑打ち切りの提案がされ同意後、討論に入りました」

反対討論

柏樹議員 私も身近な方にいろいろ聞いていますが、別姓制を自分がとるかということについては、とらないだろうと。

しかし、子供達がそれを望んだ時には、それは子供達の自由だ、とそういう意見が今、若い世代に多いし、私達はそういう点では、そういう方向づけが今までの歴史的な背景から必要ではないかと感じている。最近、女性差別の撤廃条約が出てきたり、それから子供の権利条約、いろいろな国際的な条約が結ばれて、そういう中で男女の平等の問題等が取りざたされて、特に今回の提案の民法上の改正というものは、結婚だけではない。婚姻だけではなくて、相続制度だとか、さまざまな問題にも触れている。私達共産党としては、これは非常に中身としては不十分さはあるが、大筋としては積極的な意見を持

つものであり、そういう理解をしている。そういう点で、先ほど質疑の時述べたように、著しい不都合だとか不利益を与えているとすれば、それを解決するためには、別姓制度の導入が望ましい。今の同氏制では、解決できないと思っている。家族の絆を崩壊させるとか、家族の縦の連帯、日本人の倫理観、道徳観の崩壊を懸念する意見もあるが、私はむしろ夫婦や家族の絆というのは、そういう姓で結ばれているのではなくて、愛情によって結ばれているのではないか。一緒に生活している中で育てていくものが、夫婦や家族の絆ではないか。姓だけでつながっているのではないというふう考える。そして、すべての夫婦に別姓を義務づけるものではない。そういう立場で、若い人達に同氏制を押しつけるというか、それを堅持するという提案は、賛成できない。それから、社内通称制の民法化の問題であるが、非常に範囲が広いので、提出者自身も言われるように、より混乱する。そういうものを、法制化することも現実に適用が難しい。私達は、別姓制の導入こそが進むべき道ではないかという立場であるので、反

対討論とする。

賛成討論

木屋路議員 総理府のアンケート調査結果を分析すると、一つに夫婦同氏制支持者は六二・二％で、夫婦別姓を認めても構わないとする者は、三二・五％である。二つ目に、更に改正容認者については、その必要性を感じている人は、三二・五％の内、わずかに六・三％に過ぎず、アンケート回答者の五・三％に過ぎない。

この結果は、前回より減少している。三つ目は、全国民に置き換えると、成人男女の九四・七％は夫婦別姓など希望していないという見方が結論として導き出される。

このように、世論が必ずしも導入推進の意向、意思表示をしていないのに、なぜ法務省や一部の議員が国民の声を聞かず、この法案の制定を急ぐのか理解できないし、この意見書の性を要する必要性がここにあるといえる。

推進論者の中には、別姓導入の一つの理由として、少子社会の出現によって家名を維持するためとも挙げている。しかし、この制度によっても家名の存続を図るのは不可

能である。なぜなら、娘が家名を継いだとしても、その子供が家名を継がなければ、その段階で家名は絶たれるほかないのである。又、その維持というのであれば、我が国は伝統的養子制度があり、その運用によって家名維持は十分に出来るのである。

推進論者は個人権利を強く主張するが、個人主義の行き着くところは家族の解体であり、最大の被害を破るのは子供たちである。個人主義の国アメリカでは、毎年二百万人の子供が自分の親の離婚に巻き込まれ、こうした家族の在り方が青少年犯罪など、社会問題に反映しています。私達は、この苦悩に学び、我々の祖先が営々として守り続け、育んできた制度を守り抜き、地域の構成基盤である家族、家庭の崩壊を招きかねない夫婦別姓制の導入を破棄し、現行の夫婦同氏制を拡充して、民法の精神を守りつつ、改姓による不利益をこうむっていると感じている人々を救済するために、いわゆる通称制度の具体的検討を再度行い、可能な範囲で法制化を推進するよう強く要望する。

以上、意見書に対する賛成意見とする。

札幌広域圏組合の設立に関する 審査特別委員会報告

第一回臨時会 日九・一・一〇

第一回臨時会に於て、平成八年第六回定例会で付託された議案第四号、五号について、委員会報告がされ、二議員が登壇し、反対、賛成討論が行われました。採決は賛成起立によって行われ、賛成起立多数により、原案どおり可決しました。

札幌広域圏組合の設立に関する 審査特別委員会報告書

本委員会は、平成八年十二月二十四日、二十七日にわたって開催し、町理事者の出席を求め、付託をされた平成八年第六回定例会議案第四号、第五号について、慎重審査の結果、次のとおり報告する。

記

議案第四号 札幌広域圏組合の設立について

議案第五号 札幌広域市町村圏振興協議会の廃止について

札幌広域圏組合の総合的な計画の策定及び、これに基づく施策の推進に関する事務を共同処理することを目的に設立される組合については必要性を認めるが、この計画が二年前より進められているにもかかわらず、議会に対し何ら相談、協議もなかったことに対しては誠に遺憾である。

今後、諸施策の推進にあ

たつて、理事者は十分協議事項を整理し、議会に対し、その対策を速やかにされ、また町の権能を侵されることのないよう強く望み、本件妥当と認め採択するものとする。

以上、本委員会の報告とする。

平成八年十二月二十七日
議長 青山義虎 様

委員長 小武正寿

反対討論

柏樹議員 十二月議会で提案されて、特別委員会で今報告された札幌広域圏組合の設立について、次に述べる見解によって反対討論を行う。

広域市町村圏組合の設置というの、国の広域行政への移行という位置づけの中で出されてきているものであつて、地方自治体の権能という立場から言つて、その地方自

治の侵害がされる危険性を保持している。特別委員会でも私どもも指摘をして、町長はこれについては町長なりに努力をされると言っているが、この組合の行ういわゆる共同

処理事項が、厳密に言うところの目的があまりである。内容についても今後どこまで行く、ハード面、ソフト面、ともにどこまで進めるのかということについても明記されていないし、明確にされなかったということが挙げられている。

さらに、規約上で管理者や副管理者、収入役というものを札幌の市長、助役、収入役が当たるものが既に明記をされていること事態が非民主的であつて、組合の目的がともすると札幌市のための組織になる恐れがぬぐい去れないことである。地方自治体がその地域の住民に対する基本的な責任を果たすという立場から

すれば、広域行政は住民の理解も重要なことである。今までの札幌圏の協議会がどのような役割を果たしてきて、どこに問題点があつたのかという質問についても結局明らかにならなかつた。協議会の性格は今までとらえられてきた側面から言いますと、広域市町村圏に参加する周辺の町村にとつては、その自主性を確保しながら、中心となる都市の文化施設等の公共施設を利用する上で、この方式が効果的であるという、そういうふうにとらえられてきたというふうな判断をしている。

したがって、今ある協議会をなぜやめて、こういう組合を作るかということについては、疑念を持たざるを得ない。地方自治という立場から言つと、形骸化が懸念される。この組合の現状での今の規約の問題、そして今までの経過からして、極めて不十分でないかという立場に立つて反対をする。

賛成討論

川村(弘)議員 全体において、札幌広域圏組合の設立に関する審査特別委員長より慎重審査の結果の報告があつ

た。私なりに賛成の立場から申し上げたい。

審査特別委員会において、長時間かけまして論議を重ねてきた札幌広域圏組合であるが、ハード事業に係わる実施方法、組合議会での議決のあり方、位置づけ、構成市町村における検討の方法、基金の設置についても理解したところである。また、心配されました市町村議会の権能などについても侵されることはない、私は一定の理解をいたしているところである。今後において、設立後の組合議会の市町村長会に踏まえて、構成市町村、または構成市町村議会の権能を侵すことなく執行されるものと考えられる。これからの札幌圏市町村にとつて住民の多様なニーズ等を酌み取つて整備するには、自治体の垣根を超えた広域的な政策が急務と考えられるし、住民にとつても切実な諸問題、こうした機関で積極的に取り上げ、道筋を探ることが急務となつたものと私は考える。

以上を勘案し、本件については二月一日設立に向けた本町の意思を伝えるべく、賛成するものである。委員の皆さんのご賛同を切に願ひして私の賛成討論とする。

第6回定例会

一般質問

町政執行に七議員が
活発な論戦を展開



町民の立場に立った
平成9年度予算編成を

堀 梅治 議員



町長の政治姿勢について
今、暮れを迎えて町民の
多くは農民も商店の方々も、

勤労者も青年も婦人も、長引く不況と、とりわけ今年の天候不順による農家の冷災害等も含めて、町民に暗い影を投げかけている。町民が、町が掲げる三月定例会の予算編成を見て、不安の少しでも消えるような予算になってもらいたいという私の願いから、当面の幾つかの課題について町長の考え方をただし、その議論の中で予算編成に少しでも町民の立場に立った予算編成になることを願って質問する。

まず一点は、町政に一番大きな影響を与える消費税の問題である。私どもは、この消費税の3%据え置き、強いては将来に向かっては消費税を廃止させ、直間比率を少なく

とも累進課税による所得の多い人たちから直接税でいただくという精神に基づくことを基本に据えて、これからも運動を続けていきたいと思っているが、5%に消費税がなった場合、影響はどうなるのか。

今日の新聞によると、四人世帯で七百万程度の普通のサラリーマンで八万円位の一人当りの増になると言われている。当別は七千何百戸の中でどんな影響を受けるのか。

農家の消費資材に対する影響はどうなのか。又、消費税を直接取らないで内税で処理している商店がどのくらいあるのか。少なくとも、そういう状況が町財政にどんな負担になるのかということも含めて、町が思いやりのある新年度に向かつての決意ある予算づけを心から期待しながら伺いたい。

では概ね一千万円程度の減収になるものと見込んでいる。

問 消費税の町民に対する影響についてのほとんどの資料を持ち合わせていないということについては、非常に残念である。年金生活者やその他に与える影響というのは図りに与えないものがあり、それらを推測しないでもし明年度の予算づけを町が行う場合は、弱者に対する対応の遅れを来すんでないかと懸念をするわけである。弱者の調整をどう来年はするのかということが当然議論になって欲しいと思うし、肝に命じて行政の執行に当たって欲しいと特に希望する。

次に、国の官・財・企業との癒着をどう受け止めているかという問題であるが、厚生省汚職、それにとどまらずそれぞれの省庁の汚職が枚挙に



当別町商店街

いとまのないほど取り上げられている。当別町でも不祥事の問題がこの議会でも大きく議論をされた。幸いなことに収賄のお金が動いていなかったということが、私は最も当別が残念な出来事の中では誇るべき現在のところ中身だと考えている。私どもは、官の天下りをやめさせて、官と財との癒着を断ち、企業と政治家の癒着を断つことが、日本の国の状況を解決する道だと考えているが、町長は当別町でも当別町の収入役、部長を務めた人、課長を務めた人がそれぞれところで天下りという表現が当たるかどうかかわからないが、現実にはそう見られても仕方のない状況であるが、そういうこと等も含めて町長のこれからの決意を伺いたい。

町長 今回の厚生省の汚職に象徴される事件等は、指摘のとおり官・財・企業の癒着の構造による事件と認識している。国のみならず地方自治体も含め、行政に対する国民の信頼を失うものであり、行政に携わるもの一人として誠に遺憾であり、反省も含め改めて職員とともに信頼される町政を進めていく決意をして

農業及び商店の経営を

守るために

問 日本の国は、人口比率では世界で二%だそうだが、食糧を輸入している比率は、世界の輸出入量の八%で、これから見ても日本の食糧輸入率がどんなひどいものか、わかると思う。輸入をして減反を農家に押しつけ、今年度末では、三百万トにも及ぶ米が余り、倉庫に山積みになっている。そのうちの百万トを超えるものは、外米である。

こんなことが日本の政治の中で許されて、そして財政再建をしなければならぬから消費税を取るとか、補助金漬けになっているから農民はだめなんだという言葉が、果たして通用するののかとの思いでいっぱいである。

この議会にもミニマム・アクセスで輸入された米は、全部海外援助米に回すという請願書も提出されている。

町長は、国に向かって新しい新食糧法によるこの農業の現状を踏まえて何を要望し、そして町民にはどんな対策を示そうとしているのか伺いたい。又、今年の秋の冷災害で負債が増え、M資金やL資金で対応しきれないで、更にお金を借りるような農家にどん

な手立てをしようとしているのか伺いたい。次に、商店の現状であるが、こういう農業の現状から商店は大変な事態を迎えていると聞いている。

工業についても、企業のトップクラスの人に聞いても一〇%から二〇%ぐらいの工事が減るだろうと言われて

る。当別では、ラルズだけが売り上げが伸びて、ほかの商店は軒並み減っていると聞いている状況の中で、それらに対応についても、明年度に向けてどんな展望を町長は示そうとしているのか伺いたい。

町長 本年は春先よりの異常気象により、冷害は回避されたものの、総じて主要作物は減収となり、加えて新法施行に伴い流通、備蓄についても生産者負担と入札価格が基準価格を下回る結果で推移している等、農家経済も厳しい状況と認識している。私は、基幹産業は農業と位置づけて行政を推進しており、今後とも国に対して農業施策の充実を関係機関と要望するとともに、内外農家の資金対策など農業委員会の要望を踏まえ、農業を守り発展させるため、農業団体と連携し活力ある農業、農村を築くため更に努力

をしていく。次に商店の現況

に対する認識と対策についてであるが、中小企業、特に小規模事業者にとっては依然厳しい経営状況に置かれており、スーパーなど町外の大型

店に消費が流出しているのが現状である。活性化のために

は、各商店の積極的な販売促進等の自助努力に加えて、関係団体などの支援が必要と考

えている。私は、商工会や商店街振興、駐車場設置に伴う補助事業、中小企業特別融資なども今後継続して対応

していきたいと考えている。又、本年三月当別商工会に設置された商工会まちづくり委員会等の意見を聴取しながら、町内外からも買い物

がしやすいような商店街の環境整備をさらに押し進めたい。

お年寄りの幸せのために
問 お年寄りの人たちのために、六月議会にも老人ホームを本町にも必要ではないかと質問し、町長も前向きに検討したいと答弁していたが、今、入りたくても入れないでいる老人はどのくらいなのか。そして、当別では、そういうことをどう打開しようとしているのか。町が国や道にも要望し、町が独自にどんなことを

六月議会の答弁を一步でも二歩でも前進させる形の答弁を期待したい。

町長 待機者の現況は、養護老人ホームについては、申し込みをして、すぐに入所できるが特別養護老人ホームについては、現在十一名が待機しており、入所まで六カ月から

一年ぐらいかかるものと思われる。なお、国の定めるゴールドプランの基準では、増設及び新設が許可される状況になっていないが、本町は、急

激な人口増加が続いており、今後の高齢者人口の推移を見極めるとともに、近隣市町村の老人ホーム設置計画との調整を図りながら検討してい

く。

子供たちの幸せのために
問 当別町では、人口が二万人にもなるといふ状況の中で、片や川下であるとか、蔵

岱、東裏、中小屋等で何としても過疎が避けられない状況にあるし、保育所も学校も人数の凸凹が非常に激しい状況である。しかし、ここで単に合併だけの論議で、もし他の

対策を何もしないうちから、保育行政にしても学校教育に子供たちは、その年代は二度と返ってこない。長期展望と、

差し当りの問題、これを整理しなければ、子供たちは救われないと思う。将来この保育所は、こうしたいと思っ

るので、それまでは水洗化もない、修理もしない、何もしないで放置する。そういう町政は、あつてはならないと思

う。そして、通学の安全はどうなっているのか。子供の通学路には、歩道がなければなら

ない。しかし、当別町の教育の自身、そんなに進んでる状況ではない。明年度の予算にそれが、一步でも半歩でも肉

づけられるように、去年までは歩道のないところを何人の子供に通ってもらったが、本

年度はこれだけ減ると。危険な箇所は幾つあったが、幾つ減らしたと。このような、町長と教育委員会の誠意ある答弁を求める。

町長 健やかに子供が生まれ育つ環境を整えるには、社会全体で取り組むべき緊急な課題と認識している。園児一人ひとりを大切に育てることを基本として、今後も地域性を十分考慮した保育所の運営を行って行く。又、僻地保育所の整備については、地域の要望を取り入れ、特に水洗化については、平成九年度から計

画的に整備を実施していく。
次に、通学路の安全対策として、歩道整備については、各学校、幼稚園、保育所のスクールゾーンを基本に整備を進めているが、今後も教育委員会、学校、地域父母とも相談しながら交通安全施設整備に努めていく。

全確保のためには、歩道が必要であると考えている。
しかし、現状では歩道が設置されていないところもあることから、その整備に向けて町、道、国に対し強く要望していきたいと考えている。

事故にあつたら、教育委員会は悔やまれるのではないかと。急にできなくても教育委員会は、教育委員会として年次計画を立てて、差し当りの問題も含めて町にできるだけ早い時期に問題提起すべきと考えている。答弁はいらないが、悔いを残すことのないよう特に注意を喚起しておく。

道路整備に伴う

交通安全対策は



木屋路喜一郎 議員

土木行政について

問 町道の補修整備各事業について、報道機関紙等によると、国は財政改革の名のもと各種事業補助予算を削減する旨の報道がされているが、町道の補修整備各事業等は、平成九年度においても継続的に事業を促進することができると伺いたい。

おり、関係地域住民とともに幾度となく要請を重ねてきたが、町債も膨らみ町財政が厳しいことから今着工はされていないがなかなか進んでいないのが実情である。町道二十二線は、年々利用者増大している状況でもあり、ますます重要な路線になっていくと考えている。地域住民の要請も強まってきているので、道路改良工事を継続事業として実施願いたい。又、この道路改良

工事の完成はいつごろまでにと考えているか伺いたい。
町長 国における平成九年度予算の中で公共事業費については、相当厳しいものになると予想しているが、こうした状況下にあつても、町道の補修事業については、財政状況を見極めながら進めたいと考えている。又、着手している各事業については計画どおり平成九年度においても継続して実施したいと考えている。
次に、町道二十二線道路については、既に客土事業において路盤改良は完了しており、舗装事業については本年度より着手をしている。今後においても年次的に事業を進めて、できるだけ早期に完成できるよう努力をしていきたいと考えている。



改良工事については、鉄北通線改良工事の継続事業として事業採択されているが、事業着手の見通しが立っていない状況である。この道路は地域住民の生活道路、あるいは墓地に参拝される方々など数多く利用されている道路でもあるので、一日も早く道路改良工事を遂行されたく考えているので、いつ頃着手する考えなのか伺いたい。
町長 本路線の改良工事については、材木川の河川改修による橋のかけ替えに伴う事業となるので、今後、道の河川改修工事の状況等を判断しながら、早期に着工できるように

努力していきたいと考えている。
交通安全対策について
問 関係住民が待望久しかった材北農免道路整備事業が本年十月末に完成を見たが、この間、この事業に携わって来た町行政各位の努力によって完成を見たことに對し、深く感謝を申し上げるものである。
材北農免農道が開通して、日ごとに交通量が増し、一時間に百二十台余りの車両の通行があり、農免道路としての機能を十分発揮できることは誠に喜ばしいことであるが、交通対策として、速度の規制と信号機の設置を国道三三七号線交差点、道々望来線交差点、六軒町やまじん商店交差点に安全対策の面からも早急に改善すべきと考えるが、町長の考えを伺いたい。
町長 材北農免農道の開通に伴う交通安全対策は道路整備とあわせて警戒標識、案内標識、ガードロープ、照明灯の整備も行ったところであるが、国道三三七号線の交差点部については、本年十月に一時停止標識が設置されている。又、速度規制については、国道三三七号から道々望来当別線の間は、本年十一月に時速

五十キに規制済みとなっており、道々望来当別線から町道本通線までは来年度に向けて規制の要望をしていく。信号機の設置については、当別町内の道路網や交通量、危険度を勘案して設置権者である公安委員会に要望、協議をしていきたいと考えている。

福祉行政について

問 本町には寝たきり者に対する浴場委託サービスや委託デイ・サービスで浴場が利用できるようになってきているようだが、寝たきりでない介護を要するお年寄りがいつでも気軽に利用できる浴場つき施設が欲しいと願っている。平成十一年までのゴールドプラン

によると、デイ・サービスを兼ねた保健福祉センターの建設が予定されているが、一日も早く建設されることを待ち望んでいる人が多数いる。
町長は、このような施設の建設をいつまでに完成させ、お年寄りに利用させたいと考えているのか、伺いたい。
町長 現在、当別町にある老

人憩いの家のような入浴施設や要援護高齢者の機能回復を行うデイ・サービスセンター、また高齢者の健康や福祉に関する総合相談窓口として介護支援センターの機能を持った複合施設である高齢者福祉センターを平成十一年までに建設するよう計画をしている。

設置代表者から当初予定していた資金が経済事情の悪化等により確保できなくなり、幼稚園の開設が困難になったとの理由から、十一月二十一日付で石狩支庁より私立幼稚園設置計画書取り下げ願いが提出された旨、報告を受けた。
平成九年四月から開園されるものと大きく期待をしていたが、誠に残念なことと考えている。又、幼稚園の関係者が来庁された内容については、幼稚園建設に当って資金が経済事情の悪化等により確保ができなくなり、開設が困難になってきた事による実情報告があった。

緊急事態時の

除雪対応は万全か



川村 勇 議員

町長の政治姿勢について

問 かねてから地域住民からの声が大変多かった石狩太美駅の上りホームの屋根について、特に降雪期になると、強くその必要性が感じられる。

大勢の利用者がホーム目掛けて殺到するあの姿を見るとき、非常に危険を感じ、早期に屋根をかけることが一日も早く来ることを願っているものである。平成七年六月の議会で町長は、JRと協議をす

ると答弁しているが、その協議された経緯を伺いたい。

次に、西部地区の幼稚園についてであるが、六月に仮認可が下りたと聞いていたが最近、建設がされなくなるといふ話を聞いた。どうしてだめになったのか伺いたい。

又、九月二十日ごろに私立幼稚園の関係者と町長、教育長は役場の中で協議をしたと聞くが、どういふ話をしたか是非聞かせて欲しい。西地区

の父母が本当に熱望していた幼稚園、しかも町長も教育長も事あるごとに平成九年四月に開園になると発言してきたわけであるが、理事長予定者の副議長と幼稚園側との間で幼稚園が出来た場合に、一千万円のお金をあげるといふような中身の約束事があったらしいと耳にしたが、町はこのようなことを知っていたのか伺いたい。又、今後の西部地区に対する幼稚園は、どのようになるのか。併せて伺いたい。

町長 私としても、JRを利用する方々のことを考える時、一日も早い設置を望んでいる。

本年三月にも、議会学園都市線電化複線化特別委員会とともに、JR北海道に強く要望したところだが、JRとし

ても、順次整備中であるなど説明を受けたところである。

本町としても、今後特別委員会の皆様とともに、JR北海道に対し強く要望活動を重ねていく考えである。又、私を初めとする学園都市線整備促進期成会においても、趣旨を理解してもらい、JR北海道に対する要望活動をしていこうと考えている。

次に、西当別地区の私立幼稚園に対する質問であるが、設置計画については、平成八年六月十一日に道の私立学校審議会において了承され、設置認可申請書を九月三十日までに道学事課に提出することになっていったが、同日までに提出がないことから、道学事課に教育委員会で問い合わせたところ、設置計画を断念したとの報告を受けた。その後、

設置代表者から当初予定していた資金が経済事情の悪化等により確保できなくなり、幼稚園の開設が困難になったとの理由から、十一月二十一日付で石狩支庁より私立幼稚園設置計画書取り下げ願いが提出された旨、報告を受けた。
平成九年四月から開園されるものと大きく期待をしていたが、誠に残念なことと考えている。又、幼稚園の関係者が来庁された内容については、幼稚園建設に当って資金が経済事情の悪化等により確保ができなくなり、開設が困難になってきた事による実情報告があった。

次に、成功報酬云々という話については、私は一切知らないし関知もしていない。

教育長 西当別地区には第三次総合計画で、平成十三年を目標年次に公立幼稚園の新設計画を定めているが、具体的な設置年度は明示していない。

本地区は、今後幼児の増加が予測されるので第四次総合計画では、公立、私立を問わず必要に応じ幼児教育充実のために対応していきたいと考えている。

問 今現在でさえ、地域からスクールバスに乗って通って

いる子供がいるわけであるから、早急に取り組みを前向きな姿勢で検討願いたい。これは、答弁は要りません。

次に、除雪の諸問題についてだが、平成七年度は近年にない豪雪であり、大変な苦勞と関係者は貴重な体験をした年であった。去年も大変地域の人から話題になった二・三点まとめて伺いたい。

一点目は、町道を排雪する場合の基準があれば伺いたい。

二点目は、地吹雪、その他によって夜間、車の通行が困難な時に、緊急車両の出勤を必要とした場合、この道路の除雪等については、どこに連絡したら良いのか。

三点目は、除排雪に関する苦情等の申し入れ先は、業者か、役場か、又は警察に言ったらいいのかと、迷うこともあるので、明示願いたい。

町長 一点目の除雪作業の実施基準については、町道、市街地区の主要幹線道路、通学路等において幅員確保が困難となった場合、除雪の状況を考慮し、路線ごと又は、地区ごとに随時排雪している。尚、私道については町道排雪時に取りつけ部分の段差解消のため、一部排雪する場合もある



JR石狩太美駅

が、原則として排雪はしていない。

二点目の緊急事態発生時の連絡については、町建設課に連絡を頂き除雪の必要があると判断したときは、担当係より委託業者に連絡を取り対応する。又、休日夜間については、町の宿直員に通報があった場合建設課担当者に連絡を取るようにしている。

三点目の除排雪に関する問い合わせ、苦情などについても町建設課に連絡を頂き処理することを基本としており、一般的苦情、問い合わせについては町が対処することとしている。

問 各種選挙に対して公平かというところであるが、本年は衆議院議員の選挙が実施され

た。日頃、町長が言っている一党一派に偏しない態度で終始これを買いてきたかどうか伺いたい。

又、島田議員が本年九月の臨時議会で町長の娘さんが平成五年、前の町長選挙当時に住民票の移動をしていたのではないかという発言部分があったが、これは、事実だったのか伺いたい。

町長 本年実施された衆議院議員選挙については、一党一派に偏らないという私の政治信条に基づき、要請があった場合は、スケジュールが許す限り公平に激励をしている。又、娘が当別に住みたいということで来たことは、その通りである。

教育行政について
問 去る本年九月の中小屋小学校の火災は、町長はじめ関係者、地域住民、特にこの学校で学んでいた小学生の皆さんは大変大きなショックを受けたと思う。心から同情とお見舞いをするところである。

陳情書が提出されたと言うが、地域を語る上には、学校の伝統を語らずしてそういうものはないと思うので、様々な条件あるいは、また将来的展望もあると思う。どうか、義務教育の小学生の将来を考

え、地域の実情を加味しながら地域住民の要望、意に沿った速やかな対処をすべきと思うが、町長の考えを伺いたい。

町長 この関係については、昨日の予算審議において田畑議員に答弁したとおりである。

行政に対する提言、苦情の処理は

問 町長は、いろいろな人の意見を聞くということを出先機関に公聴箱等を設置して、町民からの意見を収集しているが、年間の投書数と処理方法として、内容ごとに分析、分別記録をしたり、町民へ回答をしているのか伺いたい。

町長 公聴箱は、町政に対する要望や意見を簡易な方法で寄せていただくことを目的として、平成六年六月に役場庁舎や出張所など六カ所の公共施設内に設置している。要望等の件数は、今年四月以降十一月まで二十四件であり、内容はすべて部、局長以上に周知し、要望等に回答できるよう努めていると共に、要旨項目別に分類をしている。

又、氏名の記載のあるものについては、それぞれ担当課から文書、電話等で回答する取り運びとしている。なお、無記名ものは、全件ではな

いが、平成七年度より広報「とうべつ」に掲載しており、本年度も掲載を予定している。

問 当別のまちづくりプランに、大変多くの方が応募され優秀な意見ということで、十五人の方が表彰を受けている。

この応募された意見をどうまちづくりに活用するつもりか、考えを伺いたい。

町長 応募総数は、二百八人で、去る十二月七日に十五名を優秀作品として表彰したところである。優秀作品三点を広報紙に全文掲載し、広く町民の皆様に読んでいただく機会を設けたと考えており、更に受賞作品十五点の作品集を公民館、体育館、太美出張所等の公共施設に備えつけたと考えている。

今回の貴重な提言、意見を十分参考とし、今後の行政運営、又は新計画に反映させたいと考えている。

問 昨今、行政改革が呼ばれ、さまざまなことが地方分権の進展と共に自治体にも下がっていくと思う。複雑多岐にわたる仕事、役場の中にもだんだん降ってわいてくると思うが、職員が対応出来る体制か。又、住民に信頼される職員、このような教育について

は、どのように行われているか伺いたい。

町長 住民の要望に答え、町行政事務を的確に処理し、信頼される行政を進めるためには、職員は日常的な仕事を通

住民の理解を得られるまちづくりを



島田 裕司 議員

しての研鑽はもとより、各種研修にも派遣しているところである。又、新たな行政課題についても、その都度関係する研究会等に参加をさせていきたい。

太美地区の指定においては、白地からの新規の指定ということもあり、行政は地域住民に十分な説明と理解を得られるよう努力すべきだと言ってきたが、現に西部地域の開発行為が行われようとしているときになって、行政が今まで住民に説明していたようなまちづくりを本当に目指しているのか、疑問視する声があるように聞いている。

そこで、今年用途指定された西部地域について特に伺いたい。スウェーデン大通の両サイド、国道三三七号線までの間約三十数軒、約六百五十区画、二千人規模の開発行為が既に民間の力で行われようとしている。三ないし四社が入り乱れて、おのおの宅地開発をそのブロックごとに計画しているそうだが、町民に説明したような整然とした町並み、都市機能を備えたまちづくりが本当に出来ると思っているのか。それぞれの各工区

ごとでは、異なったコンセプトの町が出来かねない。町としてどのようなまちづくりをこの地域に持っているのか。その行政の持っているコンセプトを示してもらいたい。

町長 獅子内地区をゆとりある良好な住環境を目指した低層住宅地と考え、用途地域の指定を第一種低層住居専用地区と定めている。このことから、住宅地の一区画当りの面積を平均で二百五十平方メートルを確保することとし、適正な道路網及び公園の配置計画と合わせて給排水計画、その他の施設計画についても企業者と協議をしながら取り進めている。又、スウェーデン大通線の沿道建築物についても、計画の趣旨を踏まえたスウェーデン風の建築を要請していく。尚、この地区の開発行為の企業者に対し、企業体による施行の指導については、民間の事業で地権者と企業者の合意に基づいて計画実施されるもので、企業体による指導は困難と考えている。

尚、各企業者の設計については、獅子内地区全体を一区画にとらえた中で、道路、公園等の公共施設を勘案した設計をするよう各企業者に指導をしている。又、西部地域の

都市計画公園整備計画については、市街地の状況とその利用効果について西当別連絡協議会の各駐在員と位置等について相談をし、中央地区と南地区に二カ所の近隣公園の整備を予定している。又、街路計画についても現在街路網について関係機関と協議を進めている。原案が出来次第、地元にも提示をし相談しながら取り進めていく。

問 今回、宅地の開発は全て民間主導、販売第一主義であり、地域住民のための公共施設の利便性、機能性といったものを考慮した配置といったものは、どのように都市計画の中に反映させるのか。

又、関連して土地開発公社との協議をどのように行っていくのか、併せて伺いたい。

町長 今回指定した用途地域内の各種公共施設整備に当たっては、今後の人口増加の推移等を見極め、適正な配置を図っていきたいと考えている。

したがって、公共施設用地の先行取得についても、将来人口を予測する中で位置づけをし、取得に当たっては土地開発公社とも協議をして行きたいと考えている。

問 今年用途指定した区域以外

にも広域的な西部地区の下水道計画を既に平成六年までに町費を導入して調査を済ませているが、全体で百五十億にも及ぶとされるこの事業の全体計画は、どうなっているのか。年次計画や又、それに伴い汚水処理施設計画を含め伺いたい。更に、将来の西部地域全体、農業集落排水地域、公共下水道地域、スウェーデンヒルズ地域すべてを合わせて幾らの人口を想定して、下水道計画を立てているのか。

又、それは新総合計画と整合性があるのかも伺いたい。

町長 計画目標年次を現時点で予想し得る最長期間として二十年先を設定し、平成二十七年として公共下水道の基本計画を策定した。下水道計画区域の設定は、用途地域が決定されている区域、又、用途地域に隣接し、かつ将来的な市街化により、用途地域の指定がなされるものと予想される区域、及びスウェーデンヒルズのように大規模な宅地開発が進行しており、かつ下水道施設への取り込みが効果的であることが認められる区域を含めて、計画区域面積を四百五十五軒と設定した。国においては、五カ年ごとの年次整備計画を決定し整備率向上

したがって、公共施設用地の先行取得についても、将来人口を予測する中で位置づけをし、取得に当たっては土地開発公社とも協議をして行きたいと考えている。

問 今年用途指定した区域以外

を目標しているが、本町においても、これら上位計画と相まった施設計画を立て、目標年次である平成二十七年に向けて当面は、平成八年度からスタートした第八次下水道整備五カ年計画として西部地区からの汚水を本町の処理場まで送り込む施設と処理能力拡大に対応するため、約二十八億円を投資しようと計画している。その後の整備展開は人口増に的確に対応するため事業認可を適宜に取得し、終わりになき事業と言われる下水道整備を推進していく所存である。

次に、人口推計は国内の経済状況や格的な将来展望が難しく現在作業が行われている新総合計画における数値が計画推計人口と異なる結果となった場合、町の上位計画値として新たに与えていくこととなり、下水道施設計画についてもその時点で見直しを行う事になる。

問 石狩太美駅以南から町道南四号線については、都市計画における乱開発の防止や高度の土地利用を真剣に考えるべき地域である。行政は、少なくとも都市計画が後手後手にならぬよう少なくとも新総合計画の中で、早急に対応すべき課題であるので、その見解を伺いたい。

又、石狩太美駅南側から町道十七線を整備し、国道四号までの間をスウェーデン大通という基本構想になっているが、その道路整備についてどのような検討をしているのか。そしていつから着工を予定しているのか伺いたい。

町長 平成十一年度からスタートする新総合計画樹立後に想定人口、土地利用計画との整合を図りながら都市計画のマスタープランを策定する中で、十分審議していただく事項と考えている。又、スウェーデン大通の整備計画についても、用途地域の拡大との関連もあるので、都市計画マスタープランの中で位置づけをしていく。

問 ここ数年間の道央新道工事の関係や、それらによる町道の迂回路等の問題で既存の町道、特に南三号、南二号線の道路損傷は激しく、その補修の頻度はひどい状態にある。早急に整備計画を示して欲しいと考えているので、その見解を伺いたい。又、暫定的にはいえ、国道が供用された後は関連する町道もさまざまな影響が出てくると予想されるので、交通安全に対する問題を初め行政は関係地域住民の要望、声を十分反映出来るような、なお一層の体制を整えて欲しいので、その見解も併せて伺いたい。

町長 国道三三七号線の供用開始に伴う周辺町道の整備計画については、既に着手している西部南三号線、十五線の道路改良については、早期完成に向けていきたいと考えている。又、他の町道についても、損傷の状況などを判断しながら維持補修に努めていく。

町長の政治姿勢について

問 伊達町長の政治信条は、清潔、公平である。一党一派に偏らない中立公正、我々町民は町民の代表としての伊達町政をこの三年間、行政、姿勢を見てきた。

町長は就任以来、自分の政治信条をいかに職員に押しつけているのか、職員としての倫理教育を徹底させていたのか伺いたい。

又、国は公務員の網紀肅正策として、この二十日にも決定を予定している。網紀肅正策とし



太美駅南側の町道17線

ては、非常に厳しい内容となっており、会食、パーティー等についてもお茶とコーヒー、そういった厳しい状態の中で、町長は例年行っている町幹部と一緒に建設業者の方々と新年会やゴルフ親睦会を継続的に行っていると聞いているが考慮しながら行動し、中止すべき事項ではないかと考える。特に、新年会については、毎年町が主催で行っているのに、なぜ利害関係のある建設業者とまた再度必要なか、意見を伺いたい。

町長 私の政治信条については、部課長会議や仕事の打ち合わせ業務等を通じて、機会があるごとにその徹底を図っている。

次に、公務員の網紀肅正については、地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念することの職務上の根本的義務があると考えてお

り、より一層の職員の資質の向上を図るため、各種研修に職員を派遣し、新任職員に対しては、採用直後に私みずからも講話をしている。

尚、建設協会の開催するゴルフ親睦会へは、私が就任してから職員も含め参加していない。新年恒例会については、私と助役が出席していたが、今後は社会情勢等も考慮をさせ検討したい。

問 町長選挙のあった平成五年四月十日に、町長の娘さん夫婦が当別町字大川上通六九一番地五へ大阪府箕面市より転入しているが、この住所は町長自身の住所ではないのか。

なぜ、どのような理由で娘さん夫婦と一緒に住所を同じにすることになったのか。

仮に娘さん夫婦が住民票だけを町長選挙のために三カ月以上前に移動し、現に約九カ月間にわたり、実際にはその間当別に生活をしていなかったとしたら、これは間違いなく公職選挙法二百三十六条の違反ではないのか、伺いたい。

町長 川村勇議員に答弁したとおり、娘の気持ちであり、家庭の事情もあり、プライベートなことであるので、これ以上申し上げるつもりはない。

問 娘さん夫婦と二人の子供が、平成六年一月八日まで、町長の自宅で同居していたのかどうか。先日私は、選挙管理委員会において、平成五年の七月の選挙人名簿を見てきたが、娘さん夫婦の二人の名前が選挙人名簿に載っているのを確認している。このこと

は、まさに選挙人名簿に載せることが目的だったのではないのか伺いたい。

町長 娘の気持ちであり、家庭の事情等もあって、プライベートなことなので、これ以上申し上げるつもりはない。

法を遵守した

政治姿勢か

泉亭 俊彦 議員



行政感覚にズレがある

問 石狩町や広島町が今年九月市政執行した事を思うと、本町と行政格差が生じた現実を私達は直視しなければならぬ。何がこの格差を生じさせたか。結局は、行政がどんな政策を選択してきたか、行政能力が格差の原因であったと考える。三月頃に町長、助役はじめ、町職員が多数事情聴取され、四月には現職部長が逮捕されると言うショッキングな事件が起き、合わせて元収入役が逮捕され、誠に残念な出来事であったと思つて

いるが、私は町民と行政サイドの者では認識のズレがあると痛感する。役人や政治家が税金を自分のお金の様な感覚で不正に使っている事に、国民は等しく大きな不信感を示している。本町に於ても公共事業を発注する税金を、町長や行政にたずさわる人が自分のお金と思つているのでは無いかと疑いたくなる心情の町民が沢山いる。入札妨害事件に対する最終的な町長の処分案には、賛成多数でいかに議決されたとは言え、なぜ建設部長は役場に復職しているの

か。

なぜ元収入役に退職金を支払ったのか。一般町民の中には納得していない人が沢山いる。山本氏の退職金は在職中の犯罪が懲役に確定した事で、返納されているのか。二千九百万の退職金は税金であるので、明確な答弁を願いたい。

町長 元収入役山本の退職金の返済については、退職手当組合の見解では、条例、規則に基づき適正に処理をしているとのことであり、その内容については個人のプライバシーの関係から聞くことは、できなかつた。

問 退職金は本当にプライバシーの問題か。

依願と定年では、退職金の額は違うのでどちらだったのか明確に願いたい。

町長 元収入役山本の総務部長時代の退職理由は、満六十歳になつていたので、退職手当組合の規則により定年退職扱いとなつている。

問 山本氏は、入札妨害罪で罰金百五十万円、有印公文書偽造罪で懲役一年六カ月、執行猶予三年の判決である。山本氏は平成五年の町長選挙に關連して、私のスキャンダル情報の収集を暴力団に依頼し

て、その見返りに町長印を押した公文書を偽造する約束を酒席で打合せていたことが裁判で明らかになつたが、その時捏造されたスキャンダルが情報誌によつて全町にばらまかれた事実につながつたと考えられる。町長選挙を低俗化させる要因を、選挙管理委員会事務局も務めていた山本氏が行つた行為は誠に残念であり、町行政のレベルの低さを示された思いで極めて遺憾である。

公職選挙法百四十八条に新聞雑誌の報道及び評価の自由が保障されている。然し新聞も雑誌も有償の場合に限るとなつている。全町の約半数の家の一部四百円のもの無料を郵送し、事もあろうに、私宛にも郵送された事は明かに公選法違反の疑いは充分である。更に、百四十八条二には当選の目的の為に編集又は経営責任者に金銭又は賛成接待して選挙に関する報道及び評論を掲載する事を禁じ五年以下の懲役刑が明記されている。

三年も前の町長選挙の当時の事だから、この点について町長自身に何かを問うと言う事は考えていないが、私が町長に伺いたいのは、清潔公正

を標榜している伊達町長は、選挙に対して公正を宗としているかと言う事である。

住民登録法に違反しないか 先に島田議員の質問で、娘さん夫婦の住民票を選挙前に移動させていたのではないかと、と言う質問に「娘が当別に住みたいと言う事で移動した」が「娘の家庭の事情」の問題であると答弁している。

町長の娘さん一家四人が、平成五年四月十日に当別町字大川上通六九一番地五、つまり伊達寿之町長の所に住民票移動をしていた事は町長は否定していないが、職場は何処だったのか。当別から毎日何処へ働きに行つていたのか。

子供さんは当時小学生と聞いているが、どこの小学校に入學していたのかも判らない。選挙管理委員長は町長の隣に住んでいるが、娘さんの家族が住んでいた事を認められますか。

公選法施行令に名簿の常時調査整備と登録資格が有ると確認出来ないものは、登録してならない事になつている。

住民基本台帳に就学適齢期の児童が居ても、父母は何も手続きする義務はないのか。この点は、教育長に伺いたい。この一家は平成五年四月十

日から平成六年一月八日まで当別に住民登録されているが、この間本当に当別に住んでいたのか。住民票移動の三カ月後、当別町長選挙が行われたが、住民登録だけして実際は当別に住まず、従前通り大阪府箕面市西小路四丁目十番三十五号損保会社の社宅で生活をしていただけではないのか。

憲法では、国民に転居の自由がある。しかし、同時に今回の娘さんの様な行為を禁止する為に、住民基本台帳法が定められている。娘さんの行為は、同法二十二条に違反して虚偽の届出に該当するが、まさか町長の娘さん夫婦が長期間に亘って法律を犯している事を町長が知らなかったとは思えないが、娘さんの住民除票を議会に提出願いたい。

娘さんが当別に住みたいと思っただけで移動届が許されるのなら、住民基本台帳などいらないのではないのか。本件は、娘さんのプライバシーの問題ではない。法律上の問題である。

公選法に違反していないか
問 住民票移動は、町長選挙の投票が目的でないのか。娘さん夫婦は、投票していないのか。選挙管理委員会の回答

を求める。投票の有無に係わりなく、公職選挙法の詐欺登録等を記してある第二百三十六条の二「選挙人名簿に登録させる目的をもって住民基本台帳法第二十二条の規定による届出に關し、虚偽の届出をする事によって選挙人名簿に登録させた者は六カ月以下の禁固又は、三十万以下の罰金に処する」事になっているが、明確な答弁がなければ、この法律に違反した事を町長が認めたと理解してよいか。

この様な事をしたのは娘さん本人か。窓口に登録に行つたのは、伊達寿之町長自身でないのか。届出書を提示して答弁願いたい。

もしも、あなたが自ら届出をしているとすれば、刑法百五十七条の公正証書不実記載罪にふれる重大な事件である。あなたは、清潔と公平公正をいつも議会と町民に唱えているが、娘さんの家庭の事情と言うだけでは、あなたに法律違反の疑惑を持たざるを得ない。明確に答弁願いたい。

地方公共団体の首長が自分の選挙の為に、自ら住民を欺く様な行為をしていたのではないか。公職選挙法は、地方公共団体の長を公選する選挙は、公明且つ適正に行われ、



春日団地

民主政治の健全な発展を目的

としているものである。地方公共団体には、公正な選挙の執行の為、投票立会人、投票管理者、選挙立会人を夫々選定し、投票立会人及び受付係が詐欺投票を黙認した場合、選挙の自由と公正を著しく阻害したものとされ、選挙法の規定違反となる。娘さんの住所の投票区の立会人の話を伺いたかったので、立会人の名前を教えてください。たった一票の不正投票が選挙無効につながるなら、選挙管理者は真剣に取り組んでいた時に、あなたは予め不正を働いたのではないのか。町長は入札妨害裁判で、矢村裁判長が「当別町には、官民一体となり悪しき慣行があった」と量刑理由で断罪された事に対してさえ、「入札を形骸化はしていない」と批判的と見える答弁を繰り返しているが、一般常識

からは町長は遵法の精神が著しく欠けていると言わざるを得ない。住民基本台帳を預かる町長が不正をしていたら、今後選挙の都度、住民から移動届が出て来たなら、誰がチェックするのか。

行政経験豊かな町長がなさる事ですか。公正証書原本不実記載罪の刑法百五十七条に触れている事でもあるから、誠意を持って答弁願いたい。

それでも公正な行政か

問 町長に伺うが、御主人は、箕面市の牧落と言う町にある会社の寮から毎日保険会社に真面目に通っていたのではないのか。子供さんは、箕面市立箕面小学校に入学していたのではないのか。正確に答弁願いたい。

教育長は、伊達町長の娘さんの子供に当別町の入学通知書を出しているのか調べて答弁願いたい。

箕面市立箕面小学校には、市民として住民登録のない児童がいた事にならないのか。

箕面市教育委員会に問い合わせて答弁願いたい。選挙管理委員会は本件について、道選挙事務局に公選法第二百三十六条の二に違反していないかどうか、道選挙の回答文書をいただいで下さい。これは、

町長の娘さんの問題だけでなく当別町の公明選挙の問題である。

是非、確認と回答を願いたい。又、公正証書不実記載の方は起訴期限は五年だから、町長の娘さんの話も聞きたいので、議会に御出席いただければ、特段の配慮を議長に申し入れする。

町長 刑法、住民基本台帳法、公職選挙法をとらえて、違反するのではないかと質問であるが、いずれも違反しているという認識はしていない。島田議員にも答弁したとおり、娘夫婦の気持ちであり、家庭の事情なので、これ以上答弁するつもりはない。

教育長 転校届が提出されているかどうかの質問であるが、本人が届出しない限り、教育委員会では押さえることができない。

選挙管理委員長 従来から選挙事務については、公職選挙法を基本に公明、公正に取り進めており、今後も変わることもなく進めていきたい。泉亭議員の発議の公明選挙の精神を尊重し、選挙事務を執行している。

問 私質問した二十項目に対し、わずか数分の答弁である。特に娘さんの問題につい

では、違反していない。後は答弁する気はないと答弁。
 教育長は、本人が申請しない限りわからないという答弁である。私の与えられた時間切れと、三回というルールを知り尽くした町長の最も公正を欠く、そういう姿勢が今も

ここに出ており、私は町長のそういう気持ちに屈するわけにはいかない。恐らく、多くの町民はこの議論の中で何も理解を得ることがなく、不満は一層広がるものと思う。
 町長の誠心誠意のある答弁と、教育長の心からの答弁を

期待する。
 町長 法的に違反しているという認識はしていない。
 教育長 いずれの委員会も同様の取り扱いをしていると認識している。

当別ダム上流対策の 基本的考え方は



小寺 和昭 議員

当別ダム関連にかかわる生活再建等の支援と協力について

ついて

考えられるが、現状と今後のスケジュールについて見解を伺いたい。

問 補償関係交渉協議会との協議が数回行われ、地権者、起業者である道、町も含めて精神的に話し合いを進めている状況と聞いているが、附帯する課題として代替地の幹

又、上流対策として、道の事業区域上流端から四番川までの町が実施する移転事業の計画策定と基本的考え方についても伺いたい。

旋、借家人に対する公営住宅への優先入居、職業訓練等を含めた職業幹旋、更には移転に係る利子補給制度の確立、墓地移転先等の確保に対する対応策が急がれているものと

町長 代替宅地の造成については、当別町土地開発公社に依頼して、公社では今年度内に造成地の用地買収を経て、平成九年度に造成事業に着手され、同年に完了予定である。農地の幹旋については、農

業委員会の協力を得て希望地域の意向に基づき代替農地の幹旋に努めている。

又、代替地等先行取得の資金融子補給については、関係機関との諸手続きを経て、本年九月二日から町内五金融機関で融資が開始され、現在二件が融資を受け、相談業務については毎週火曜日、青山中央旧青山除雪センターにおいて、道とともに地域の方々の相談に応じている。

次に、借家人等に対する公営住宅への優先入居及び職業訓練等を含めて職業幹旋、更に墓地移転先の確保の件については、役場庁内で組織されている当別ダム対策連絡調整会議において協議しており、更には関係機関にも協力要請をしている。当別ダム補償交渉協議会では、道と補償交渉、協議を行っており、その進捗状況を見極め、本年度中に生

活再建に係わる意向調査を実施し、具体的な意向を把握した上で早期対応をしていきたいと考えている。

次に、上流対策として当別町が実施する移転事業の計画策定と基本的な考え方については、現在実施要綱の検討をしており、移転時期については、道が実施する道民の森の拡充整備事業と整合を取りながら実施していきたいと考えている。

高齢者福祉センター的施設について

問 現在、各種公的施設が計画的に実施されているが、在宅者である高齢者の日常的生活を支える立場から、保健研修機能、集会・交流等の機能、入浴等健康機能、さらにはデイサービス機能等を備えた施設を建設することについて町長の見解を伺いたい。

町長 町では、高齢化社会を迎えるに当り、高齢者の方々が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような社会システムづくりが必要と考えている。高齢者や介護に当たる家族が安心して生活出来るよう、医療、保健や福祉のサービス供給体制の整備充実を図っている。そのためには、平成十一年度を目標年度

とした当別町老人保健福祉計画の着実な推進を図るとともに、高齢者の方々の健康増進、研修、交流の場として老人憩いの家、デイサービスセンター、介護の支援センター等の機能をあわせ持つ高齢者福祉センターを平成十一年度までに建設するよう計画している。

公営住宅・教職員住宅の老朽更新について

問 現在、春日町に更新新築が進められ、既に入居募集が行われているが、太美地区にあるみずほ団地二棟八戸については全戸入居しており、老朽更新と入居希望者のいることから、間口増の必要があると思われる。更に高齢者に配



西当別中学校教職員住宅

慮した構造とするなど、併せて公営住宅整備計画の中で特に急がれるものと思われるので町長の見解を伺いたい。

次に、同地区に西当別中教職員住宅二棟八戸平家建てがあり、現在一戸入居、七戸が空いていると思われるが、この状況は既に長年続いている。

地域の環境、管理上においても問題があると思われるが、老朽更新の計画があるのか。

又、住宅が必要であるのか、教職員との協議をしていればその経過についても併せて町教委の見解を伺いたい。

町長 春日団地建替事業が平成九年度に完了の予定であり、高齢者対策として平成五年度の建替から、一階入口のスロープ入口階段の踏み面部分を広くとり、高さを低くしたり、雁木、階段の手すりの取りつけ、あるいは居室の床は従来の敷居の高さをフラット仕上げにし、段差解消等をして建設している。又、今後においては本町の公営住宅の現状分析、将来の予測及び必要の推計等を的確に予測し、適切な供給と配給を目指し、団地ごとの活用方針を策定するだけでなく、すべての団地

の総合的で合理的な建替計画を策定する再生マスタープランの策定を検討していきたいと考えている。

教育長 太美地区には管理職住宅を含め、三カ所十二戸の教職員住宅がある。そのうち、五戸に教職員が入居しており、特別入居が四戸となっている。

教職員の異動時に住んでもらうようお願いをしているが、持ち家、あるいは家庭の事情等により住んでもらえないのが現在である。今後、更新計画も含めて教職員のニーズを掌握する中、努めて教員

住宅に入居してもらおうよう検討していきたい。

地方分権勧告は大詰め、現時点での見解は

問 地方分権推進委員会は、今年末にも第一次勧告を出す予定である。勧告は政府に尊重義務を課しており、これに基づいて法改正を行うことと思われる。

従って、機関委任事務の廃止に伴い、一つ目には国の直接執行事務、二つ目には決定受託事務、三つ目には自治事務、四つ目には廃止する事務と、この四つの区分をしようとするもので、国の関与は法

令に基づくものに限定をされる。又、全体的に地方議会の権限の範囲が広がること。

こういう動きの中で町、自治体として現時点でどうとらえているのか、見解を伺いたい。

町長 私どもが分権の柱と考えている補助金と税財源問題の勧告は先送りになっており、概して基礎体力の弱い自治体にとっては、機関委任事務の廃止や補助金の整備で権限と財源を得なければ、自己決定権を確立でき得ず、地方分権は進まないと考えている。

西地区の二カ所の場所で行っている。そうすると、お父さん、お母さんたちは、来年から太美に幼稚園が出来るものと思っっている。約束したことは、例えばこれが民間が資金難で辞めたとした場合、すぐどうしなければならぬか。結論として、町長は住民に約束したことはやらなければならぬと思う。

もう一つ、約束したというのは今年度の道民スポーツ大会の結団式で、サッカーに対するグラウンドは次年度に検討すると。町長みずから、道民スポーツ大会に出る人方への激励の一端であろうと思う。

しかし、自分が吐いた言葉というのは、これは財政が大変厳しくてもやり遂げなければならぬ。もうそろそろ場所の選定をしなければならぬのではないのか。

次に、中小屋の小学校の火災については、本当に町長初め教育に係わる人方はびっくりにしただろうと思う。しかし、失火は草を焼くためにバーナーを使っただけ。痛ましい事件だと思っ。九月の議会の時、教育長にこのけじめをどうするのか指摘しているが、どうなったのか。みずからのは、自分で判断すべ

町民との約束は守られているのか



千葉 庄康 議員

教育行政について

問 今年の一年間というのは行政においても、又それぞれの立場でも苦勞のあった年であったと思っっている。当別町においては入札妨害事件、これをやはり反省しなければならぬ。それは我々議員にも

責任があったのではないか。

もちろん行政にもあったと思っ。それは我々同僚議員が、部長に、助役に、それぞれの立場でお願いをした。そのことが最高権威である前議長がそれを頼んだということを受け、そのことをまともに受け

て、あつてはならない状態の中で今日の状態が起きた。これは紛れもない事実であり、このことについては今後どうしなければならぬのか。

第三次総合計画の中では、

西地区に幼児教育の場となっている。民間の幼稚園が資金難で辞めたとしても、町長と教育長、そして参与席の人方と住民懇談会で幼稚園は建てる。町で建てなくても、そういう計画があるということを受け

きである。

次に、上当別の児童に対する就学助成についてであるが、この地区は小学校の統合の際、交通費を助成した経緯があり、今も続いている。ところが、残念なことに石狩当別線のバスがその時間帯に無いということになった時、どうすれば良いのか。これは、教育委員会の大きな問題である。現実を踏まえて、対処すべきである。

町長 私立幼稚園の計画中止の件であるが、私としても残念であり、指摘の通り期待をしながら、住民懇談会の折、計画説明をした経緯がある。

就園希望者には、現在の通園バス運行はもちろんであるが、道教委にも指導を受ける中、進出法人の打診を進める等、地域住民の声を答える動きを進めていきたいと考えている。

次に、サッカー場については、建設年度について



ダムの背後地

は明言をしていない。しかし、今後も実現に向けて前向きに検討していきたい。

教育長 中小屋小学校の失火原因は、校長が校舎壁面に沿って灯油式ガスバーナーで草焼きをしていた火が校舎に引火したものである。現時点では調査中であり、道教委では警察の処分を待つて対応したいと伺っている。又、私の処分については、教職員の処分を待つて自分なりに判断をしていきたいと考えている。

問 道民スポーツ大会の結団式の時、サッカー場を作るといつたら、来年作るんだという認識を皆さんが持つ。もし財政が厳しいならば、理事者が効率の良い補助を捜し、これをやらなければならない。

それと同時に、幼稚園についても懇談会で言った事実がある。地域の人は、新年度に建設されると喜んでいて、それを踏みにじることだけは、絶対に許せない。

町長 今の青少年のサッカーに寄せる情熱は大変なものがある。たくましく健全な青少年の育成と町のスポーツ振興の上からも、今後も実現に向けて前向きに検討していく。

教育長 現在、議会の理解を得ながら、町立幼稚園の希望者に対し、通園バスを運行し対応しているが、今後も本地区は幼児の増加が予測されるので、町長と一緒に関係機関と連携を取りながら、積極的に対応していきたいと考えている。

ダム背後地の

開発計画について

問 新聞では、道知事の保安林の問題が出ていた。果たしてカムイジャンボリーがスキー場とゴルフ場を作ることが出来るのか。ここまで行くまでの状態、どういう具合に町長はとらえているのか。

今議会にも反対意見が出た。ダムを作るのに、誰でもきれいで安心出来る水が欲しいと思うのは、当別町民だけではない、参加する西部広域

企業団の受益住民のみんなの願いだと思う。

しかし、カムイジャンボリーは、農薬を使わないと言っている。当別町では、農業に農薬を使うと言えぬのか。本当にゴルフ場がダメなのか、ここではつきり言った方がいいと思う。

町長 道民の森の計画に伴い、スポーツ、レクリエーション施設などを民間活力を導入して整備を進めることとし、平成元年に道においてカムイジャンボリー高原開発事業が誘致されたところである。平成六年から北海道環境影響評価条例に基づく環境影響評価が実施されており、平成七年一月には知事の審査意見書や当別ダムの利水者である石狩西部広域水道企業団と町との協議においても、水質や環境に与える影響は少ないとされているところである。

泉亭議員にも答弁したとおり、道と林野庁などの協議結果も踏まえながら適切に対応して、対処していきたいと考えている。

問 カムイジャンボリーは、道が率先的に誘致してきた。それは、ダムの問題があった、その背後地の人達の働く場所、それも通年雇用という

ような形の中で、カムイジャンボリーがそれに乗ってきたのではないのか。我々は、ダムの特別委員会でも議論した。ゴルフ場は、農薬を使わないということを知っている。しかも、そこは農振地区である。

しかし、悪い可能性のある水は要らない。工法上でするかと、真剣に道と詰めなければならぬと思う。

もし、スキー場とゴルフ場が出来たら、貯水槽でも設けて、そこからダムの下まで引張ってくるというのも方法論の一つと思う。それが今現在で可能なのか、可能でないのか。

こういうことも考え合わせなければならぬ時期に来ていないのではないのか。

町長 町においても、青山地域における重要なプロジェクトとして位置づけをし、今日まで推進してきたことは、千葉議員も承知のとおりである。道知事は、林野庁協議を明言しており、協議の結果を踏まえながら適切に対応して対処していきたいと考えている。

委員会報告 第2回臨時会

文教厚生常任委員会報告書

本委員会は、平成8年12月25日委員会を開催し、町長、助役、教育長、担当部課長の出席を求め、説明を聴取し慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

○陳情書 東裏保育所トイレ水洗化について

町保育所は町内に10カ所運営されており、その内5カ所の保育所は現在、水洗化未実施という状態である。このことは、環境衛生上からも早急に整備する必要があると考え、未実施5カ所の保育所は、速やかに水洗化に改善する様、望むものである。

よって、本件願意妥当と認め、採択する事が適当と認めた。

平成8年12月25日

議 長 青山 義虎様

委員長 柏樹 正

文教厚生常任委員会報告書

本委員会は、平成8年12月25日、平成9年2月10日委員会を開催し、町長、助役、教育長、担当部課長の出席を求め、説明を聴取し慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

○陳情書 中小屋小学校再建（独立校舎）について

平成8年9月13日、中小屋小学校が全焼という、いたましい火災を涙ながらに目撃した児童は、生涯忘れ得ぬショックを受けたものと思慮される。心に負った傷をいやすためにも、1日も早い再建が必要と考えられる。

また、地域住民の熱き気持ちも伝わるものであり、理事者は学校建設に向かって、速やかな対応をされる事を強く望み、本件願意妥当と認め、採択する事が適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成9年2月10日

議 長 青山 義虎様

委員長 柏樹 正

公共施設のトイレの改善策について

問 家庭では、水洗化だとか、簡易水洗化だとか、いろいろなことをしているが、公共施設、特に僻地保育所では、まだそういう改善策がされていない。一度にすることが好ましいが、町では年次計画でも立てているのか。あるとすれば、来年度はどこで、何年計画なのか伺いたい。

町長 十カ所の保育所のうち、水洗化をしていない保育所は、弁ヶ別、川下、東裏、蔵袋、中小屋保育所の五カ所となっているが、平成9年度から順次水洗化を実施してい

く。

ビトエ中島地区の現況について

問 役場で、時々大きな声を出している住民もしくは、そういう人がいるのを聞いたことがある。よく聞いて見ると、札幌大橋を渡った右手の堤防の古川があるところに当別の住民がいる。それに伴う開発行為らしいが、どういうことを要求してきているのか。どういう目的でそういう人が開発行為をしようとしているのか伺いたい。

町長 商工連盟全国連合会と称する団体の方が、ビトエ中島地区の開発行為について、

宅地開発をしたいので、当別に協力を求め、平成六年十月一日に来庁以来、十七回来庁し、話し合いをしている。町の基本的な考え方として、第三次総合計画に基づき判断することになるが、ビトエ中島地区は都市的利用を図る位置づけになっていないので、これを基本に対応することを最終説明をしてきている。

町長の政治姿勢について

問 先の議員の質問で、町長の答弁について、ちよつと不満がある。私自身、あなたを支持した一人である。だれにも負けないだけ、あなたは公平、清潔だと今現在も思っ

ている。自分の倫理問題は、自分で取り除かなければならない。言われつ放しというのは、見ているも気の毒だと思っ

ている。刑事事件だと言っているのではない。倫理を言われている。できるだけ質問に応じるべきだと思う。

町長は後援会から来年に向かつての立起声明を促された

と聞いている。そうするならば、今こそ、そういう問題は、自分にかかってきた火の粉。

例えば町長の娘の住民票を登載したのかしないのか。それをあなたがしたのか、しないのか。端的なことである。せめてこの十二月の最後の議

会の時、自分を潔白にし、そして新たな二選目に向かつて町長の決意を私は聞きたい。

町長 先ほども泉亭議員に答弁したように、法に触れるようなことはしていないが、千葉議員の発議を貴重な意見と受け止め、今後の行政執行に努めていく。

又、二期目については、まだ残された約八カ月の任期を全力で全うする決意を表明したいと思うが、二期目に向けては、後援会から要請は受けたが、今後健康等も考慮しながら決断したいと考えているので、今しばらくの間、猶予を願いたい。

平成
8年

当別町議会議出欠一覧表

(平成8年1月～平成8年12月)

○…出席 ×…欠席

議 員 名	本 会 議															常 任 委 員 会				特 別 委 員 会																	
	2・22	3・8	3・11	3・18	3・21	6・18	6・19	6・20	6・21	9・17	9・24	9・25	9・26	9・27	12・11	12・12	12・13	12・16	総務	産 業	建 設	文 教 厚 生	議 議 會 報	学 園 都 市 線 電 化 ・ 複 線 化	当 別 大 通 整 備 促 進 審 査	札 幌 広 域 圏 組 合 の 設 立 に 関 する 審 査	H・8年 予 算 審 査	H・7年 決 算 審 査									
宮 本 勝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	2		10	16	2	3	2	2	6	4								
島 田 裕 司	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				13		9			2	6	5								
小 寺 和 昭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				12		8			2	6	5								
川 村 勇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○			8						2	6	5								
林 義 夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	7								1	6	3								
木 屋 路 喜 一 郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12					10			2	6	5								
後 藤 正 洋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				14		9			2	6	5								
熊 谷 一 哉	○	○	○	○	○	(H8.5.18逝去)													3							2											
前 沢 昭 治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			8					4	2	6	5								
内 海 英 徳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			8		17		1	4	2	6	5								
菊 崎 善 雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11			4	9	1			2	6	5								
村 上 弘 志	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			8		17	10	4			2	6	5							
田 畑 富 美 男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10			4		3			2	6	5							
湯 浅 俊 一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9				10		4	2	6	5								
小 武 正 寿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12				19		5	4	2	6	5								
小 林 淳 一	○	×	×	×	×	×	×	×	×	(H8.8.25逝去)																			2	4							
谷 保 茂 一	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	6				6					2	1	5							
竹 田 和 雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			8				5			2	6	5							
柏 樹 正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				14		8	5			2	6	5							
千 葉 莊 康	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○		10			17			4	1	5	5								
泉 亭 俊 彦	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		8			18				2	6	4								
堀 梅 治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12				19			4	2	6	5								
川 村 弘 司	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		7			10				1	4	2								
青 山 義 虎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	1	7	1	19	1	3	2	2	6	3								

議 会 の う り き

12・27	札幌広域圏組合の設立に関する審査特別委員会	2・28	議会運営委員会
12・26	総務常任委員会	2・27	建設常任委員会
12・25	文教厚生常任委員会	2・26	当別大通整備促進審査特別委員会 学園都市線電化・複線化促進特別委員会
12・24	札幌広域圏組合の設立に関する審査特別委員会 議会運営委員会	2・25	産業常任委員会
12・11 ～ 16	第6回定例会	2・24	文教厚生常任委員会 総務常任委員会
12・6	議会運営委員会	2・20	議会広報特別委員会
12・5	総務常任委員会 当別大通整備促進審査特別委員会	2・14	第2回臨時会
12・4	建設常任委員会	2・12	議会広報特別委員会 総務常任委員会
12・3	文教厚生常任委員会 産業常任委員会	2・10	建設常任委員会 文教厚生常任委員会
12・2	学園都市線電化・複線化促進特別委員会	1・10	第1回臨時会
		1・8	議会運営委員会

あとがき

今年は、豪雪地帯を忘れさず記録的な暖冬少雪と思っていた今日この頃でしたが二月中旬に降りだした雪は何か心配なものがあります。

さて、本号は十二月定例会の議案審議、一般質問を中心に編集しています。議会だよりは、分かり易く、親しまれる紙面づくりを念頭に、研鑽に努めて昭和四十七年一月に発行されて以来、今年で二十五年一〇八号を発行してきましたが、紙面の都合等、その意を充分反映出来ない事もありますので、議会を傍聴し、理解を深めていただきたいと思います。

又、議会だよりに対し、お気付きの点についてはご意見をお寄せ下さい。皆様と共に、まちづくりを考え、行動したいと思えます。